

事 務 連 絡
平成21年4月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制整備に係るQ&A等の送付について

平成21年5月1日より介護サービス事業者の業務管理体制の整備の義務付け及び届出が始まりますが、今般、それらに関するQ&Aを別紙1のとおり作成いたしましたので送付いたします。

また、事前に問い合わせが多かった「事業所等の数え方」について、別紙2のとおりまとめました（同様の内容を当省ホームページに掲載済み。）ので、4月16日付け送付いたしました「業務管理体制に係る届出様式記入例等の送付について」と併せ、機会を捉えて介護サービス事業者あて周知願います。

都道府県におかれましては、管内市町村へ情報提供いただきますよう宜しくお願いいたします。